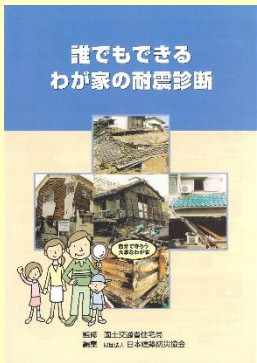


住宅の倒壊による圧死・窒息死をゼロに 桶川市既存木造住宅耐震化事業に基づく 簡易耐震診断 (無料)



あなたの家は大丈夫？

自分で
耐震チェック

1 まずは自分で
ご自宅が平成十二年以前に建築された木造住宅ならば、まずは自分で調べてみましょう。財団法人日本建築防災協会が発行している「誰でもできるわが家の耐震診断」は、協会のホームページから見ることができます。

耐震性が乏しい？

桶川市の
無料簡易耐震診断

2 無料簡易耐震診断を受けてみよう
①の結果が「専門家に診てもらいましょう」となった場合は、桶川市の簡易耐震診断をお勧めします。間取りのわかる図面をお持ちになって、建築課窓口までお越しください。図面をお持ちでない場合は、方眼紙等に簡単な間取りを書いたものをお持ちください。



市が行う無料の簡易耐震診断は、市民の皆さんに耐震化措置に関する意識を高めてもらうことを目的としています。

倒壊の危険性あり？

専門家による
耐震診断

3 専門家に相談しよう
市が行う簡易耐震診断では現地調査は実施しませんが、実際の建築物の健康状態を知るためには、専門家に依頼して現地調査を行ってもらう必要があります。(市の助成制度があります。あらかじめ、ご相談ください。)

耐震の診断や改修の計画は、建築士の業務のひとつです。基礎の構造がどうなっているのか、筋かいが所定の位置に取り付けられているか、金物などが適切に使用されているか、天井裏や床下に潜って実際の状態を確かめ、専門家の判断を仰ぎましょう。

備えあれば憂えなし

耐震補強計画
を検討

4 補強計画を立てよう
専門家による診断で、倒壊の危険性があることがわかった場合は早めの対応をお勧めします。補強工事を行う必要がある場合には、専門家に依頼し、「補強計画」を作成してもらいます。(市の助成制度があります。あらかじめ、ご相談ください。)

耐震補強の方法としては、壁を強くする、壁を増やす、壁をバランスよく配置する、基礎を補強する、などが効果的です。専門家に相談し、効果の大きい補強方法での計画を立ててもらいま

★建築基準法の構造規定の変遷

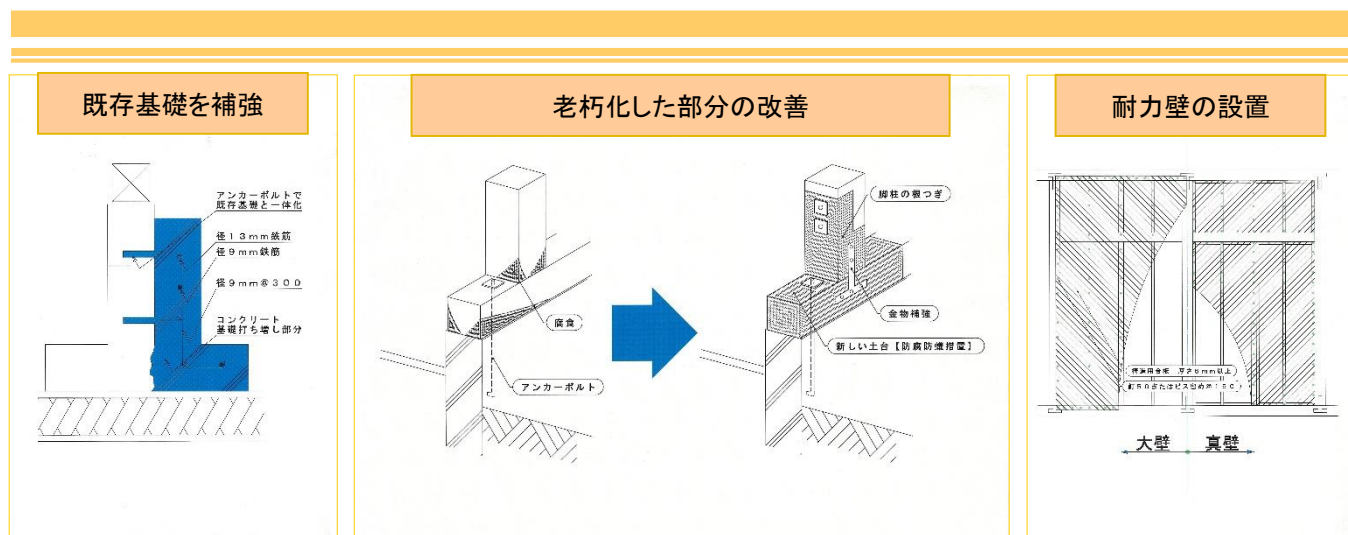
大きな地震が起こるたび、構造の規定は右図のように見直されて(強化されて)います。

新潟地震(S39)・十勝沖地震(S43)を受けて3年後の昭和46年に改正。宮城沖地震(S53)を受けて3年後の昭和56年に改正。最近では兵庫県南部地震(H7)を受けて5年後の平成12年に改正が行われました。

基礎の構造がどうなっているのか、筋かいが所定の位置に取り付けられているか、金物が適切に使用されているかなど、天井裏や床下などを詳細に調査しなければ判断できない事項もありますので、一度専門家への相談をおすすめします。

	平成12年改正	昭和56年改正	昭和46年改正
基礎	仕様規定に適合した鉄筋コンクリート造	一体のコンクリート造であること	一体のコンクリート造であること
壁量	風圧力と地震力に耐えるバランスの良い耐力壁量	風圧力と地震力に耐えられる耐力壁量	風圧力に耐えられる耐力壁量
金物	仕様規定に適合した金物で緊結	規定なし	規定なし

★耐震補強工事の一例



★専門家への相談

耐震の診断や改修の計画は「建築士」の主たる業務の一つであることから、相談する専門家は「建築士」が良いでしょう。

相談先がわからない場合は、埼玉県などのホームページに名簿が掲載されているほか、建築関係団体に相談してみるのもよいでしょう。主な建築関係団体の連絡先は以下のとおりです。いずれの法人も本部に相談窓口を開設しています。

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 TEL048(864)9313

社団法人 埼玉建築設計監理協会

さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 TEL048(861)2304

問い合わせ先
 桶川市都市整備部建築課 建築指導係
 住 所：桶川市泉1丁目3-28
 TEL：048-786-3211 (代)

H18.9作成
 H19.2変更
 H21.4変更
 H22.6変更
 R04.3変更